

告 示

埼玉県選管告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年四月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人小鳩会 特別養護老人ホーム小鳩園（従来型）	埼玉県三郷市中央四丁目八番地 七
老人ホーム	社会福祉法人小鳩会 特別養護老人ホーム小鳩園（ユニット型）	埼玉県三郷市中央四丁目八番地 七